

令和2年年4月9日

関係者各位

学校法人橘学苑

令和2年3月25日付私学教員ユニオン投稿の記事について

本年3月22日、私学教員ユニオン（代表者佐藤学氏）のホームページ上に、「【橘学苑】団体交渉にて未だ交渉中にもかかわらず、橘学苑は組合員への不当な懲戒処分を強行」との表題で、当学苑についての記事（以下「本件記事」といいます。）がアップロードされました（<http://shigaku-u.jp/2020/03/tachibana-0325/>）。

当学苑は、上記ユニオンとの間で、教職員の雇用に関する事項について交渉を継続しておりますが、上記記事の一部について事実と異なるもの、及び評価として適切でないものがございましたので、以下のとおり当学苑の意見を表明いたします。

- (1) 「【橘学苑】団体交渉にて未だ交渉中にもかかわらず、橘学苑は組合員への不当な懲戒処分を強行」との部分について、本学苑は対象の教員に対して、懲戒委員会における意見聴取を経た上で、令和2年2月6日、懲戒処分を申し渡しました。その後、令和2年3月2日、上記ユニオンを通じ、懲戒異議申立書が提出されましたので、令和2年3月17日付けで当該懲戒異議申立書における主張は、上記懲戒処分結果を変更するに足りる相当な理由を記載したものではなく、懲戒処分の結論を変更することはできませんでしたので、当該懲戒異議申し立てを認めない旨の回答書を送付しております。したがって、「不当な懲戒処分を強行」との事実はありません。

なお、「不当な懲戒処分」と考える理由については明らかにされていません。

- (2) 「しかしながら、3月25日(水)、橘学苑は交渉中であるにも関わらず、一方に「反論が無かった」として、職員室に懲戒処分をする組合員の名前やその内容

を掲示しました。まさに暴挙です。」との部分について、上記(1)で述べたように、本学苑は、本年2月6日付けで懲戒処分の申し渡しをしており、その後、上記ユニオンを通じて異議申し立てがなされたことから、懲戒処分がなされた場合の正式な手続である公示手続を行っておりませんでした。その後、異議申立て書の内容において、懲戒処分の内容を変更するに足りる相当な理由の記載がありませんでしたので、公示手続を行いました。

以上